

揭示文兼説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「(仮称) 飯田町(吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事」に係る「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を含む))」に基づく技術提案書の提出等については、関係法令等に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年9月16日(火)

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 西野 健介
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 工事概要

- (1) 工事名 (仮称) 飯田町(吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事
- (2) 工事場所 石川県珠洲市飯田町26
- (3) 工事等概要

設計等

(業務名) (仮称) 飯田町(吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅基本・実施設計業務(以下「設計業務」という。)

(業務内容) (仮称) 飯田町(吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事に必要となる調査、設計、各種申請等に係る図書の作成等作業

工事施工

(工事名) (仮称) 飯田町(吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事(以下「本工事」という。)

(工事内容) ① 建物規模: 住宅棟 1棟及び付属棟(ごみ置場・駐輪場等含む)

② 建物戸数: 21戸

③ 延床面積: 約2290㎡(技術提案のうえ協議により決定)

④ 建築工事一式、電気設備工事一式、衛生設備工事一式、ガス給湯設備工事一式、エレベーター設備工事一式、土木工事一式、造園工事一式

※設計・工事内容の詳細は、**別紙1**「工事要求水準書」及び**別紙2**「現場説明書」のとおり。

(4) 目標工事工期

契約締結日の翌日から令和10年3月31日(金)まで※

※技術提案時に提案した工期が目標工事工期を超えている場合においても、提案内容が著しく妥当性を欠く場合を除いて失格とせず、優先交渉権者が技術提案時に提案した設計期間及び工事期間を、それぞれ設計完了期限及び工事完了期限とする。

(5) 工事の実施形態

- ① 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式の試行工事である。
- ② 競争参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公平な審査

の結果に基づき選定した者（以下「優先交渉権者」という。）と、**別紙7**「設計・施工に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結し、基本協定書に基づき設計業務請負契約を締結の上、設計業務を行うものとする。また、設計業務履行期間内に基本協定書に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には、当初工事に係る工事請負契約を締結する。

- ③ 本工事は、珠州市と当機構との間で締結する業務実施契約に基づき実施するため、業務実施契約の締結（令和7年9月（予定））に至らない場合、本工事の公募手続きを中止するものとする。この場合、当機構はこれによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
- ④ 本工事は、4(11)に掲げる専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項 ただし書第二号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
- ⑤ 本工事は工事関係書類の電子化対象工事である（詳細は**別紙2**「現場説明書」を参照）。

(6) 公募スケジュール

内 容	期 間 等
公募要項の公表	令和7年9月16日（火）
参加表明書の受付期間	令和7年9月17日（水）～令和7年10月6日（月）（必着）
競争参加資格確認結果の通知、技術提案書の提出要請	令和7年10月14日（火）
技術提案書の受付期間	令和7年10月15日（水）～令和7年11月25日（火）（必着）
技術提案書作成要領に関する質問書の提出期限	令和7年10月17日（金）
技術提案書作成要領に関する質問書の回答期限	令和7年10月24日（金）
技術ヒアリング	別途通知する
優先交渉権者選定通知	令和7年12月下旬
基本協定書の締結	令和7年12月下旬
設計契約の締結	基本協定書の締結後
実施設計図書の作成完了	令和8年8月下旬（予定）
価格等の交渉	実施設計の進捗に応じて
特定結果通知	価格等の交渉実施後
工事請負契約の締結	見積合わせ後
工事完成・引渡し	令和10年3月31日（金）まで

(7) 参考額

本工事の参考額は、基本協定書の締結時点（令和7年12月予定）とし、各設計費用も含めて12.2億円（税込）であり、各業務の参考額は以下の通りである。参考額には、能登半島の遠隔地であることに起因する労働者確保に係る費用、設計業務における申請手数料（詳細は**別紙2**現場説明書に

よる)は含んでおらず、その費用は別途とする。なお、労働者確保に係る費用が見込まれる場合は、**別紙5**「技術提案書の作成要領」に記載する工事費において金額と根拠を提示すること。

＜各業務参考額（税込）＞（参考額は鉄筋コンクリート造を想定して算定しているものである）

- ・建設その他工事 : 11.54億円
- ・設計・調査業務 : 0.66億円

参考額は、本事業を実施するうえで目標とする金額である。ただし、技術提案時に提案する金額が参考額を超えている場合においても、提案内容が著しく妥当性を欠く場合を除いて失格としない。工事費は、下記13(2)の設計業務の進捗に応じて算出し、**別紙7**「設計・施工に関する基本協定書」に基づいて実施する価格交渉により決定するものとする。なお、特定された技術提案書に工事費の抑制に係る内容があった場合は、技術提案書に記載された工事費に基づき本工事を実施するものとし、受注者の責による増額に係る交渉には応じない。

4 競争参加資格

次の(1)から(20)及び(23)に掲げる条件を全て満たしている者又は(21)の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(22)に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより本工事に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における令和7・8年度の「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 当機構東日本地区における令和7・8年度の「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けており、かつ一級建築士事務所登録があること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 当機構東日本地区における令和7・8年度の競争参加資格について、「建築工事A等級」（共同企業体の場合、代表者にあつては、「建築工事A等級」の認定を受けている者であり、代表者以外の構成員にあつては、「建築工事A等級」または「建築工事B等級」）の認定を受けている者であること。
（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、「建築工事A等級」（共同企業体の場合、代表者にあつては、「建築工事A等級」の認定を受けている者であり、代表者以外の構成員にあつては、「建築工事A等級」または「建築工事B等級」）の認定を受けている者であること。）

なお、共同企業体の構成員は、2者又は3者までとし、「建築工事B等級」の数は、総構成員数の2分の1を上回らないこととする。

- (5) 単独申込みの場合、(6)及び(7)の条件を満たしている者であること。
- (6) 平成22年度から公告日の前日までの期間に元請として完成し、引渡しが進んでいる同種工事の施工実績を有する者。なお、採用する構造形式（以下Ⅰ又はⅡ）に応じた施工実績を有すること。（共

同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が30%以上（2者）、20%以上（3者）の場合のものに限る。以下、同じ。）

- I 2階以上について、「鉄筋コンクリート造」、「鉄骨鉄筋コンクリート造」又は「鉄骨造」を採用する場合は、以下同種工事1 Aの実績を有すること。
- II 2階以上について、「木造」を採用する場合は、以下同種工事1 A及び以下同種工事1 Bの実績を有すること。

同種工事1 A：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で2階建以上の「共同住宅」、「ホテル及び寄宿舎等で居室を有する施設」、「老人ホーム及び福祉ホーム等で居室を有する施設」又は「病院等で居室を有する施設」の新築工事

同種工事1 B：木造で2階建以上の「共同住宅」、「ホテル及び寄宿舎等で居室を有する施設」、「老人ホーム及び福祉ホーム等で居室を有する施設」又は「病院等で居室を有する施設」の新築工事

(7) 上記(6)に掲げる対象工事と同種の意匠実施設計業務の実績があること。

(8) 共同申込みの場合、以下の条件を全て満たしている者であること。

- 1) 共同企業体の代表者は、(6) 及び (7) の条件を満たす者
- 2) 共同企業体の代表者以外の構成員については、1) の条件を満たす者又は平成22年度から公告日の前日までの期間に元請として完成し、引渡しが進んでいる同種工事2の実績を有すること。

同種工事2：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造又は鉄骨造で2階建以上の新築工事

(9) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は管理技術者を設計業務に配置できること。

- 1) 一級建築士の資格を有する者であること。
- 2) 平成22年度から公告日の前日までに完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で2階建て以上の「共同住宅」、「ホテル及び寄宿舎等で居室を有する施設」、「老人ホーム及び福祉ホーム等で居室を有する施設」又は「病院等で居室を有する施設」の新築工事の意匠実施設計業務の経験（再委託による実績は不可）を有する者であること。
- 3) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(10) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

1) 単独申込み又は共同企業体の代表者はイ又はロのいずれかの経験、共同企業体の構成員はハの資格を有すること。

イ 上記(6)に掲げる同種工事1 Aの契約時点で、一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、上記(6)に掲げる同種工事1 A実績の経験を有する者であること。

ただし、次の(イ)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事1 A実績の経験とはみなさない。

(イ) 対象建築物の工事着工から竣工までの1/2以上の期間に従事していること。

- ロ 現場代理人として、上記（6）に掲げる同種工事 1 A実績の経験を有する者であること。
ただし、次の（イ）に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事 1 A実績の経験とはみなさない。
- （イ） 対象建築物の工事着工から竣工までの1/2以上の期間に従事していること。
- ハ 一級又は二級建築士、若しくは一級又は二級建築施工管理技士の資格を有する者、若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
- 2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 3) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (11) 専任特例2号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。
《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外
- ① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。
- ② 兼務する工事は、2を超えないこと。
- ③ 専任特例2号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10km程度であること。
- ④ 専任特例2号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- ⑤ 専任特例2号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
- ⑥ 専任特例2号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
- ⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例2号の配置を認めている工事であること。
- (12) 対象工事の工事費内訳書作成に当たっては、建築積算士又は建築コスト管理士の資格を有する者に実施させること（管理技術者と兼務可）（再委託による実績及び配置も可）。なお、当該配置予定技術者に限り、基本協定書の締結時までの変更を認める。
- (13) 主たる構造に関して特許工法を使用する場合、当該特許工法の施工期間中、当該工法の経験を有する技術者を配置するものとし、工事請負契約後、速やかに配置技術者（当該工法に係る実績を記載）を書面（様式は自由）により通知すること。
- (14) 参加表明書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (15) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (16) 当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。）が発注した工事で、資料の提出期限日から遡って1年以内の期間において完了した工事のうち、60点未満の成績の者がいないこと。（通知されていないものを除く。）
- (17) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

- (18) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (19) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、「機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (20) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (21) 共同企業体の構成基準

共同企業体の構成は、(1) から (20) に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、3 者以内とする。

- ① 各構成員の出資比率は 2 者で構成される場合にあっては、30%以上、3 者で構成される場合にあっては 20%以上であること。
 - ② 代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。
- (22) 共同企業体としての資格の認定申請等

① 認定申請

本工事の競争に参加を希望する共同企業体は、下記 6 の参加表明書等の提出に先立ち、**別紙 10**「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」による「共同企業体競争参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を令和 7 年 9 月 30 日(火)までに下記 6 (1)に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

なお、下記 7 (1)の提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争に参加することができない。

② 認定資格の有効期限

認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、本工事の契約者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

(23) コンソーシアム

「工事を請け負う代表者」及び「設計業務を請け負う構成員」の組合せ（以下、コンソーシアムという。）による申し込みの場合、以下を満たしている者であること。

- ① 工事を請け負う代表者は、(1)、(2)、(4)、(6)、(8) 及び (10) から (20) の条件を全て満たす者
- ② 設計業務を請け負う構成員は、(1)、(3)、(7)、(9)、(14)、(18) 及び (19) の条件を全て満たす者
- ③ 工事を請け負う代表者は共同企業体も可とし、共同企業体の構成員は 3 者までとする。
- ④ 設計業務を請け負う構成員は 1 者とする。

参加者のうち、コンソーシアムを組成する者は、応募に先立ち**別紙 3**「コンソーシアム協定書」を締結するものとする。

なお、**別紙 3**「コンソーシアム協定書」の作成にあたって、**別紙 4**「コンソーシアム協定書の作成の手引き」を参考にすること。

5 優先交渉権者を選定するための評価項目

評価基準により実施した評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

6 手続等

(1) 担当本部等

1) 公募手続き、令和7・8年度一般競争参加資格について

(イ) 申請方法について

当機構HP (<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>) を参照

(ロ) 問い合わせについて

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話：03-3347-4325

2) 公募条件、申請書に関する事項

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
技術監理部企画第5課 電話：03-5323-2917

3) 工事要求水準書及び現場説明書に関する事項

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
技術監理部企画第2課 電話：03-5323-4372

4) 契約に関する事項

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話：03-3347-4325

(2) 説明書等の交付方法及び期間等

交付方法：説明書等（説明書のほか、工事要求水準書等を含む）のPDFデータをCDに収録し
無償交付する。説明書等の交付を希望する場合は、機構HP掲載の説明書別添1「工
事要求水準書等交付申込書」により、以下の期間に申し込むこと。

交付期間：令和7年9月16日(火)から令和7年10月6日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除
く毎日、午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

申込み先：FAX：03-5323-0638（総務部経理課のFAX番号）。FAX送信後、6(1)1）（電話：03-3347-
4325）へ確認の連絡をすること。

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加 表明書等を提出し、本部長等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)、4(3)及び(4)の認定を受けていない者も、次に従い参加表明書等を提出することがで
きる。この場合において、4(1)及び(5)から(20)までに掲げる事項を満たしているときは、技術提
案書の提出時において4(2)、4(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参

加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、技術提案書の提出時において 4 (2)、4 (3) 及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

一般競争参加資格の提出方法：提出は、提出場所へ事前に連絡の上、提出場所へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けない。

一般競争参加資格の提出期間：令和 7 年 9 月 17 日 (水) から令和 7 年 9 月 30 日 (火) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで。(ただし、正午から午後 1 時の間は除く。)

提出場所：6 (1) 1) に同じ。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

参加表明書の提出方法：予め提出日時を 3 営業日前までに下記提出場所に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参又は郵送することとし電送によるものは受け付けない。

参加表明書の提出期間：令和 7 年 9 月 17 日 (水) から令和 7 年 10 月 6 日 (月) (必着) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで。(ただし、正午から午後 1 時の間は除く。)

提出場所：6 (1) 2) に同じ。

- (2) 参加表明書は、**別記様式 1**「参加表明書」により作成すること。
- (3) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種設計の実績及び②の同種工事の施工実績、③の配置予定の技術者の同種の設計業務及び工事の経験については、平成 22 年度以降に、設計及び工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 設計実績

4 (7) に掲げる資格があることを判断できる同種の意匠実施設計業務の実績を**別記様式 2-1**に記載すること。記載する同種の意匠実施設計業務の実績の件数は、1 件でよい。

② 施工実績

4 (6) 及び 4 (8) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を**別記様式 2-2**に記載すること。

③ 配置予定の技術者

4 (9) から (11) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の設計業務及び工事の経験を**別記様式 3-1**、**別記様式 3-2**に記載すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事等の経験を記載することもできる。

また、今回配置予定の技術者を他の工事と重複して配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したこと等により本工事の配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該参加表明書又は技術提案書の取下げを書面（様式は自由）により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず技術提案書の審査を受けた場合には、当機構の指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例 2 号の配置を行う場合においては、**別紙 2**「現場説明書」に掲載の専任特例 2 号に関する届出書様式を提出すること。

④ 積算予定の技術者

4 (12)に掲げる資格があることを判断できる積算予定の技術者の資格を別記様式 3 - 3 に記載すること。

⑤ 契約書の写し

①の同種設計実績として記載した業務に係る契約書及び②の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書、③の配置予定技術者の設計業務及び工事の経験として記載した設計業務及び工事に係る契約書、④の積算業務に係る契約書の写しを提出すること。

⑥ 令和 7・8 年度競争参加資格認定通知書の写し

⑦ 建設業許可申請書の写し

⑧ 健康保険・厚生年金保険に加入した事を証明する書面

4 (20) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には別紙 11「適用除外誓約書」を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 10 月 14 日頃までに通知する。また、競争参加資格を有する者には、合わせて技術提案の提出要請（及び技術提案のヒアリング日時等）を送付する。

(5) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 本部長等は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先
 - (1) に関して・・・6 (1) 4) に同じ
 - (2) から (5) までにに関して・・・6 (1) 2) に同じ

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和 7 年 10 月 23 日(木)午後 4 時
- ② 提出場所：上記 6 (1) 4) に同じ。

- ③ 提出方法：書面を持参又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 本部長は、説明を求められたときは、令和 7 年 11 月 5 日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- ただし、一時期に申立件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

9 公募資料に対する質問の受付及び回答

- (1) この技術提案書の作成要領に関する質問がある場合には、次に従い、別添 3「質問書様式」により提出すること。
- ① 提出期間： 令和 7 年 9 月 17 日（水）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで
- ② 提出場所： 6 (1) 3) に同じ。
- ③ 提出方法： 書面は持参し、又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所：【東京都】

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー13 階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

技術監理部 閲覧コーナー

※遠隔地につき、いずれの場所においても閲覧によることが困難な場合においては

6 (1) 3) (電話：03-5323-4372) へ連絡のこと

閲覧期間：令和 7 年 10 月 24 日(金)から令和 7 年 11 月 25 日(火)午後 5 時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

10 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 7 (4)の通知により競争参加資格を有すると認められ、技術提案の提出要請を受領した者は、技術提案書を提出することができる。技術提案を求める内容及び技術提案書の作成要領は別紙 5「技術提案書の作成要領」のとおりとする。主たる構造に関して特許工法を使用する場合、特許工法提案書（指定様式）を提出すること。
- (2) 技術提案書の提出方法、提出期間及び場所
- ① 提出方法：予め提出日時を 3 営業日前までに下記提出場所に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参又は郵送することとし電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間：技術提案書提出要請のあった日の翌日から令和 7 年 11 月 25 日(火)（必着）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで。（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）
- ③ 提出場所：6 (1) 2) に同じ。
- ④ 提出部数 技術提案書 5 部。同内容の電子ファイル 1 部（CD-R 等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。）

- (3) 技術提案書の提出を辞退する場合は、(2) ②の提出期限までに、6 (1) 2) へ辞退を届け出ること。
また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。
- (4) 技術提案書の無効

技術提案書は、工事内容の具体的な取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又はこの書面及び別紙5「技術提案書の作成要領」の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

11 技術提案書の審査方法等

(1) 技術提案書の選定方法

競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、審査基準に基づき中立かつ公正に審査・評価し、最も優れた技術提案書を選定する。当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次点とし、同様にそれ以降の技術提案書についても順位を決定する。

(2) 技術提案書の審査

① 有識者委員会

当機構は、技術提案書の審査について、学識経験者等により構成する「(仮称) 飯田町(吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事に係る有識者委員会」(以下「有識者委員会」という。)に委ねる。有識者委員会は、中立かつ公正な立場で技術提案書の審査を行い、その結果を当機構に報告する。

② 技術提案書の審査基準

技術提案書の審査基準は別紙6「技術提案書の審査基準」のとおりとする。

(3) 技術ヒアリング

技術提案のヒアリングを次の要領で行う。

- ① 日時：別途通知する
- ② 場所：別途通知する
- ③ その他：企業別のヒアリングの日は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。
- ④ ヒアリング時の説明には、提出した技術提案書のみを使用すること。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- ⑤ ヒアリングでは技術提案書の内容について、有識者委員会による質疑応答を行う。

(4) 優先交渉権者の選定・非選定通知

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、優先交渉権者として選定されなかった者には、次順位以降の交渉権者として選定された旨を、欠格要件対象者には、非選定とされた旨とその理由を書面により通知する。

非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、当機構に対して、非選定理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出場所：6 (1) 1) に同じ。

② 提出方法：書面は持参し、又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- ③ 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）
- ④ 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に書面により行う。

12 設計・施工に関する基本協定書の締結

当機構と優先交渉権者は、**別紙7**「設計・施工に関する基本協定書」を締結する。

13 設計業務の実施

(1) 設計業務請負契約の締結

12の基本協定書の締結後、優先交渉権と設計業務の見積合わせを行い、設計業務請負契約を締結する。

(2) 設計業務の実施

優先交渉権者は、設計業務の進捗に応じて、設計内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については機構職員と協議を行うとともに、機構職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠資料を提出するものとする。

(3) 設計に関する協議

設計業務期間中、機構職員が必要と判断した場合、優先交渉権者は機構職員と設計内容に関する協議を行い、設計内容の確認を受けるものとする。

(4) 設計図書の提出等

優先交渉権者は、基本協定書に記載する提出期限までに設計図書を機構へ提出し、機構の確認を受けるものとする。設計内容の確認後、機構の示す積算基準類により算定した工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書を提出するものとする。

14 価格等の交渉

優先交渉権者から設計図書の提出後、次のとおり価格等の交渉を行う。価格等の交渉は、当機構が行う。

(1) 日時及び場所

優先交渉権者に対して、価格等の交渉の日時、場所及び留意事項等について別途通知する。

(2) 方法

- ① 優先交渉権者は、工事の内容等に精通し、見積書の内容を十分理解しており、価格について協議・合意ができる者を交渉者とする（複数でも可）。
- ② 優先交渉権者は、工事原価の内訳が分かる見積書を持参すること。
- ③ 価格交渉は、優先交渉権者の見積書の内訳内容について妥当性の確認を行い、改善の余地がある場合には、見積書の見直しを行う。
- ④ ③により価格交渉が成立した場合は、その内容に基づき、改めて当機構から見積徴収を行う。
- ⑤ ③の価格交渉の結果、合意に至らなかった場合には、価格交渉の不成立が確定するものとする。
- ⑥ 独立行政法人都市再生機構は、交渉過程の記録を交渉記録書として作成する。
- ⑦ 価格交渉が不成立となった場合には、11（4）により決定した次順位交渉権者と12の基本協

定書の締結から実施し、14(2)①から⑥までの方法により、価格等の交渉を行うこととし、以降、価格交渉が成立するまで、次順位の交渉権者と同様の手続きを行う。なお、この場合、価格等の交渉の日時及び場所は別途通知する。

(3) 特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した後、書面にて、優先交渉権者に対し特定通知を行うと共に、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、当機構に対して、非特定理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。提出場所、提出方法、受付時間、上記の回答は11(4)に同じ。

15 工事請負契約の締結

価格等の交渉の成立後、優先交渉権者と見積合わせを行い、工事請負契約の相手方を決定する。なお、見積合せの結果、契約に至らなかった場合は、14(2)⑦による。

16 選定経緯の公表等

本工事の契約者決定後、速やかに技術提案の評価結果及び価格等の交渉結果、契約結果を当機構のホームページに公表する。

17 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

18 手続における交渉の有無 有

19 契約書作成の要否等

別紙8「設計請負契約書」及び**別紙9**「工事請負契約書」により契約書を作成するものとする。

20 支払条件

- ① 設計 前払金30%以内、部分払及び完成払。
- ② 工事 前払金40%以内、中間前払金又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。

21 火災保険付保の要否 要

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

23 当該設計に直接関連する他の設計の請負契約を当該設計業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

24 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで（設計・施工一括発注方式の場合にあつては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあつては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、別添4「通知書」を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

イ 提出：契約書等の提出と合わせて提出すること。

ロ 提出場所：上記6(1)4)に同じ

ハ 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

25 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本工事の契約者は、4(9)及び4(10)に関する資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (3) 提出期限までに参加表明書及び技術提案書を提出できなかった者は全て無効とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの当機構の承諾を得なければならない。
- (9) 本工事について、主たる部分の再委託は認めない。
- (10) ~~選定された技術提案の内容については、自然災害等の不可抗力による場合及び当機構との設計に関する協議により実施しないことを認められた提案を除き、設計図書に適切に反映するものとする。また、受注者の責めにより設計図書のとおり履行されない場合は、工事成績評定を減ずる措置を行うと共に、工事請負契約の債務不履行として違約金及び指名停止措置等の措置を講じることがある。~~
~~設計業務期間中、機構職員が必要と判断した場合、優先交渉権者は機構職員と設計内容に関する協議を行い、設計内容の確認を受けるものとする。選定された技術提案の内容については、設計への適用の可能性や有効性、課題等について協議した上で、機構の判断により、設計への反映を優先交渉権者に指示するものとする。~~
- (11) 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。
- (12) 当機構が競争参加資格を有する者に対して貸与した図書（記録用メディア媒体を含む。）がある場合は、技術提案書の提出期限までに返却すること。
- (13) 本工事の工事請負契約書第52条第2項に定める期間は2年とする。

以 上

【添付資料】

別添 1 工事要求水準書等交付申込書

別添 2 申請書類作成の手引き

別記様式 1 参加表明書

別記様式 2、3 資格・実績に係る資料

別添 3 質問書様式

別添 4 通知書

別添 5 機密保持に関する確認書

別紙 1 工事要求水準書（交付申込分の資料）

別紙 2 現場説明書（交付申込分の資料）

別紙 3 コンソーシアム協定書

別紙 4 コンソーシアム協定書の作成の手引き

別紙 5 技術提案書の作成要領

別紙 6 技術提案書の審査基準

別紙 7 設計・施工に関する基本協定書（交付申込分の資料）

別紙 8 設計請負契約書（交付申込分の資料）

別紙 9 工事請負契約書（交付申込分の資料）

別紙 10 特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

別紙 11 適用除外誓約書

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
工事要求水準書等交付申込書

申込日：令和 年 月 日

工 事 件 名		(仮称) 飯田町 (吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事
工事要求水準書等の種類		※□を塗りつぶして下さい。 □ 工事要求水準書・現場説明書等のPDFデータをCDによる無償交付で申し込む。
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送 付 先)	〒 —
	ご担当部署名 御担当者名 連絡先 E-mail	部署名 : 担当者名 : 電話番号 : — — E-mail : @
そ の 他	※特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

【申 込 先】独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
 コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップ

【送 信 先】FAX：03-5323-0638（総務部経理課のFAX番号）

【問 合 せ 先】〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー15階
 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部総務部経理課
 電話：03-3347-4325

- ※ 1 工事要求水準書等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送致します。
- ※ 2 この申込書は、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部から、設計図書及び現場明書等を発送するために、コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップに開示、使用されます。
- ※ 3 工事要求水準書等の交付は、別添 5「機密保持に関する確認書」を提出した建設会社に限りさせていただきます。
- ※ 4 別添 5「機密保持に関する確認書」に必要事項を記載のうえFAXを送信し、原本を以下提出先に郵送または持参してください。ただし、別添 5「機密保持に関する確認書」において本件責任者及び担当者の記載をして押印を省略する場合はFAXの送信のみとして、原本の提出は不要とします。
- ※ 5 FAX送信後、上記の問合せ先（電話：03-3347-4325）へ確認の連絡をすること。

申請書類作成の手引き

競争参加資格の確認について提出する書類は、以下に基づき作成、提出してください。

1 参加表明書（以下「申請書」）の提出について

- (1) 申請書のすべては説明できる方が持参または郵送してください。
- (2) 提出部数は、申請書は1部とします。
- (3) 書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

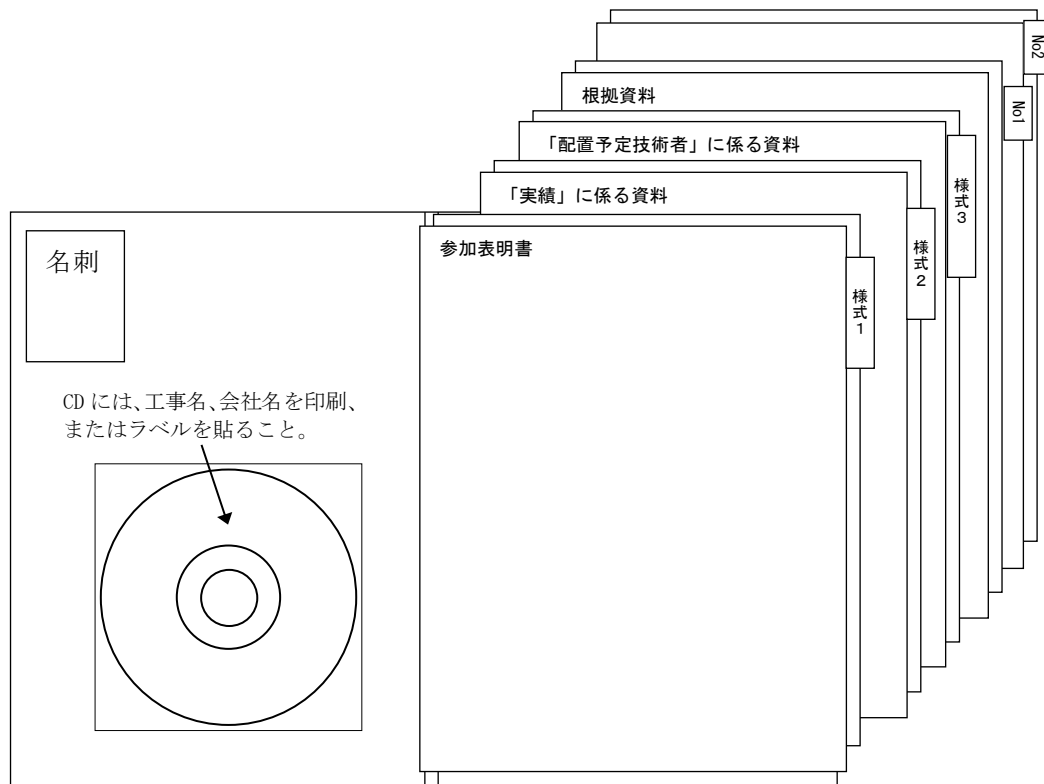
2 申請書の添付資料に関する留意事項

- (1) 記載方法全般
 - ・添付する書類は「写し」で構いません。
 - ・様式記載内容について、添付書類中の該当箇所に「赤マーク」を記載してください。（契約書、設計図書等）
- (2) CORINS 登録
 - ・対象工事の戸数については、CORINS 登録内容だけでは確認できない場合が多いため、CORINS に記載がない場合、設計図書等は必ず添付してください。
 - ・CORINS 登録がされている場合でも、監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは必ず添付してください。
- (3) 書類の省略
 - ・CORINS 登録済の場合、契約書、設計図書、履行期間、受注形態等が確認できるものとして、工事カルテ・設計図書の一部等の添付に代えることができます。
- (4) 配置予定技術者の同種工事の施工実績
 - ・従事期間の確認書類（CORINS 登録の写しまたは従事経歴書及び対象工事の工程表など）は必ず提出して下さい。
- (5) 民間工事の取扱い
 - ・民間工事について請負契約書の写しの提出が不可能な場合、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出してください。（民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがあります。）
- (6) 添付資料の構成
 - ・「実績」に添付する書類で確認する内容は以下のとおりです。様式に記載する各項目が確認できる書類を添付してください。なお、すべてのページを添付する必要はなく、確認する内容が記載されているページを適宜抜粋して添付書類としてください。

添付書類の例	確認する内容（様式表紙に記載）
契約書	※1 設計者、設計名称、履行期間 ※2 施工者、工事件名、工期、施工場所
設計図書（建物概要、各階平面図、立面図等）	設計者、設計名称、建物概要（構造、用途、階数、戸数）
CORINS※2	工事名称、工期、施工場所、配置技術者、JV 構成等
JV 協定書（JV による実績の場合）	JV 構成比率

※1：設計実績、※2：施工実績

3 申請書のセット方法



- **別記様式1～3**の順に綴じて下さい。
また、添付する資料のうち、実績に係る資料については、1件毎に関連書類一式（契約書、設計図書、工事成績評定通知書等）をまとめ「NO●」というインデックスを付け、巻末に一括添付して下さい。
- A4版ファイル（左側2穴）に綴じ、表紙及び背表紙に工事名及び会社名を記入してください。
- 提出書類は、原則A4版とします。判別が困難なようであれば、A3版（A4サイズにZ折綴込み）としてください。なお、A3版でも必要事項が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付してください。（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーしてください。）
- **各様式両面印刷**として下さい。
- 各様式の最初ページにインデックスを付けてください。
- ファイルの裏表紙に名刺を添付してください。

4 その他留意事項

- ・評価結果通知の返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて、提出してください。
- ・資料を提出した確認が必要な場合には、**別記様式1**の写しに機構受付印を押して返却しますので、持参時に**別記様式1**の写しを用意し、その旨申し出て下さい。

5 提出期間及び場所

掲示文兼説明書本文7による。

6 持参資料の提出・問合せ先

掲示文兼説明書本文7による。（技術監理部企画第5課）

以 上

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

申請者

住 所

商 号

代表者氏名

担当者名

電話・FAX

Email

令和7年9月16日付けで掲示のありました「(仮称)飯田町(吾妻町)団地珠洲市復興公営住宅建設工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

別記様式1 参加表明書(本様式)

別記様式2-1 「設計実績」に係る資料

別記様式2-2 「施工実績」に係る資料

別記様式3-1 「配置予定技術者の資格及び同種の設計実績」に係る資料

別記様式3-2 「配置予定技術者の資格及び同種の施工実績」に係る資料

別記様式3-3 積算予定技術者の資格

添付書類

- ・建設業許可通知書※1
- ・有資格者名簿の写し(URホームページ)
- ・経営規模等評価結果通知書(経営事項審査の結果通知書)の写し
- ・適用除外誓約書(必要な場合)

別記様式1

本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況(申請日時点):以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

□申請中⇒□新規又は更新 □工種等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

□済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号

・評価結果通知の返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて、提出してください。

※1 本工事に対応する建設業法許可業種に係る営業年数5年以上を確認するものとして、現在及び前回建設業許可通知書を添付してください。

「設計実績」に係る資料

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

申請者	
設計業者名 (設計業者が一員の場合)	

2 階以上に採用する構造形式	
----------------	--

設計名称等※2	実績 NO※5	
	設計名称	
	発注機関名	
	計画地	
	契約金額	総額 百万円
	受注形態※3	[単独・設計共同体 (出資比率 %)]
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
設計概要※2		(複数棟の場合棟別に記載) [RC造・SRC造・S造・木造] 階建 戸
性能評価書等※4 (PC使用の場合)		認定日 年 月 日
添付資料		・設計名称等、設計概要が確認できる書類※2 ・設計共同体協定書※3 ・性能評価書等※4

・JVでの申請の場合でも、1者の提出でよい。

※1 揭示文兼説明書本文4(7)に示す設計実績を記載する。

※2 設計名称等及び設計概要が確認できる契約書、設計図書の一部等を添付する。

※3 設計共同体の構成員としての実績の場合、設計共同体協定書を添付する。

※4 構造上主要な部分(柱、梁または耐震壁)にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、(一社)プレハブ建築協会の「PC部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

※5 巻末に一括添付した設計・施工実績に係る資料のうち、該当する工事のNoを記載する。

「施工実績」に係る資料

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

申請者名	
会社名 (JV の場合)	

2 階以上に採用する構造形式	
----------------	--

工事件名<工事概要> ※ 1 (発注者)	工期始 ～ 工期終	配置予定 技術者 ※ 2	添付書類 ※ 5	NO
〇〇マンション新築工事 (RC 造共同住宅 6 階建 70 戸 共同住宅 6 階建 80 戸 計 150 戸) (〇〇県〇〇市)	H22.4.1 ～ H24.7.1	施工太郎 <監>	・JV 協定書 ・契約書 ・設計図書 ・表彰状 ・従事経歴書	①
〇〇マンション新築工事 (RC 造共同住宅 6 階建 70 戸 70 戸)(UR 〇〇支社)	H22.4.1 ～ H23.5.30	工事二郎 <代>	・CORINS ・表彰状 ・工事成績評定通知書	②
< 企業 > 過去 15 か年度における同種工事実績 〇 件 < 技術者 > 過去 15 か年度における同種工事実績 〇 件				

- ※ 1 平成 22 年度から公告日の前日までの期間 (過去 15 か年度) のうち、元請けとして完成後引渡しを済ませた同種工事の実績について記載する。同種工事とは、揭示文兼説明書に記載の実績をいう。
- ※ 2 ※ 1 のうち、今回工事の配置予定技術者が一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格等を有した当該工事の技術者としての実績の場合、氏名を記載する。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。(当該工事での立場を併記してください。<監>監理技術者、<代>現場代理人、<担>担当者など)
- ※ 3 表の各項目の根拠となる書類を申請書の巻末に一括添付し、添付書類の該当箇所に「赤マーク」を記載する。(会社名、工事名称、工事工期、建物概要 (構造・階数・戸数) 等が分かる書類。) なお、CORINS に登録済の場合、契約書等に替えて、工事カルテ、設計図書等の添付に替えることができる。(添付書類の構成については別添 2 「申請書類作成の手引き」を参照ください。)
- ・建設共同企業体での実績の場合、協定書を添付する。
 - ・必要に応じて行を加除すること。
 - ・JV での申請の場合、構成者毎に作成する。

「配置予定技術者の資格及び同種の設計実績」に係る資料

申請者	
-----	--

1. 配置予定技術者の資格等

会社名（JVの場合）	
氏 名	〇〇 〇〇
職 制	管理技術者・主任技術者 ※該当する方に○をする
法令による資格	一級建築士 登録年月日 : S・H 年 月 日 登録番号 : ()
添付資料 ※1※2	・ 一級建築士免許証明書の写し ・ 恒常的な雇用関係を証明する書類 他 ※ 添付する書類名を記載する

2. 配置予定技術者の「同種の設計実績」に係る設計業務

設計名称	〇〇設計業務
設計工期	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日～平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
設計概要	主要用途：共同住宅 構造形式：R C 造 建物高さ：高さ 〇〇 m 延床面積：〇〇, 〇〇〇 m ² 適用工法：免震工法
従事職制	主任技術者・管理技術者
添付資料 ※3	・ 契約書 ・ 確認申請書 ・ 設計図書 ・ 配置予定技術者が当該業務に従事していたことを証明する資料 ※ 添付する書類名を記載する

※1 一級建築士免許証の写しを添付して下さい。

※2 雇用を証明する書類として、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証または在籍証明書等を添付して下さい。

※3 表の各項目の根拠となる書類を申請書の巻末に一括添付し、添付書類の該当箇所に「赤マーク」をして下さい。（会社名、設計名称、設計工期、設計概要（主要用途、構造形式、建物高さ、延床面積、適用工法）等が分かる書類。）なお、設計実績と施工実績の添付書類は兼用することができます。（添付書類の構成については「作成の手引き」を参照ください。）

※4 複数の候補技術者を記載する場合は本様式を候補とする技術者ごとに作成してください。

「配置予定技術者の資格及び同種の施工実績」に係る資料
＜単体申込み又は企業体申込み（ＪＶ）の代表者＞

申請者	
-----	--

1. 配置予定技術者の資格等

会社名（ＪＶの場合）	
氏 名	主任（監理）技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許 ※１・※２	☐ 一級建築士 登録年月日：Ｓ・Ｈ 年 月 日 登録番号：（ ） ☐ １級建築施工管理技士 登録年月日：Ｓ・Ｈ 年 月 日 登録番号：（ ） ※該当する方をチェックの上、記入してください。 ・監理技術者資格者証 交付年月日：昭和・平成 年 月 日 交付番号：（ ） ・監理技術者講習修了証 修了年月日：昭和・平成 年 月 日 修了証番号：（ ）
添付資料 ※３	・一級建築士免許証明書の写し ・恒常的な雇用関係を証明する書類 他 ※ 添付する書類名を記載する

2. 配置予定技術者の「同種の施工実績」に係る工事

工事名称	○○建設工事
工事工期	平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日
従事期間 ※４	平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日
従事職制	監理（主任）技術者・現場代理人・担当技術者 ※該当するものに○をする
工事概要	主要用途：共同住宅 構造形式：ＲＣ造 建物高さ：高さ 00 m 延床面積：00, 000 m ² 適用工法：免震工法
添付資料 ※５	・契約書 ・設計図書 他 ※添付する書類名を記載する

3. 配置予定技術者の従事状況 ※６

工事名称	
発注者名	
施工場所	
工事工期	令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日

※１ 一級建築士または１級建築施工管理技士の免許証の写しを添付して下さい。

※２ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付して下さい。

※３ 雇用を証明する書類として、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証または在籍証明書等を添付して下さい。

※４ 工事工期と従事期間が一致しない場合は、必要期間従事していたことを証明する資料を添付して下さい。

※５ 表の各項目の根拠となる書類を申請書の巻末に一括添付し、添付書類の該当箇所に「赤マーク」をして下さい。（会社名、工事名称、工事工期、工事概要（主要用途、構造形式、建物高さ、延床面積、適用工法）等が分かる書類。）なお、設計実績と施工実績の添付書類は兼用することができます。（添付書類の構成については「作成の手引き」を参照ください。）

※６ 現在従事している工事が無い場合には、工事件名欄に、現在の所属及び役職を記入して下さい。（当該欄については添付書類なしで構いません。）

※７ 複数の候補技術者を記載することもできますが、その場合は本様式複数を作成ください。

「配置予定技術者の資格及び同種の施工実績」に係る資料
<企業体申込み（JV）の代表者以外>

会社名	
-----	--

1. 配置予定技術者の資格等

氏 名	主任（監理）技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許 ※1・※2	☐ 一級建築士 登録年月日：S・H 年 月 日 登録番号：() ☐ 二級建築士 登録年月日：S・H 年 月 日 登録番号：() ☐ 1級建築施工管理技士 登録年月日：S・H 年 月 日 登録番号：() ☐ 2級建築施工管理技士 登録年月日：S・H 年 月 日 登録番号：() ※該当する方をチェックの上、記入してください。
添付資料 ※3	・監理技術者資格者証 交付年月日：昭和・平成 年 月 日 交付番号：() ・監理技術者講習修了証 修了年月日：昭和・平成 年 月 日 修了証番号：() ・一級建築士免許証明書の写し ・恒常的な雇用関係を証明する書類 他 ※ 添付する書類名を記載する

2. 配置予定技術者の「同種の施工実績」に係る工事

工事名称	○○地区再開発施設建築物建設工事
工事工期 ※4	平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日
従事期間	平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日
従事職制	監理（主任）技術者・現場代理人・担当技術者 ※該当するものに○をする
工事概要	主要用途：共同住宅 構造形式：R C造 建物高さ：高さ00m 延床面積：00,000㎡ 適用工法：免震工法
添付資料 ※5	・契約書 ・設計図書 他 ※添付する書類名を記載する

3. 配置予定技術者の従事状況 ※6

工事名称	
発注者名	
施工場所	
工事工期	令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日

※1 一級又は二級建築士、若しくは1級又は2級建築施工管理技士の免許証の写しを添付して下さい。

※2 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付して下さい。

※3 雇用を証明する書類として、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証または在籍証明書等を添付して下さい。

※4 工事工期と従事期間が一致しない場合は、必要期間従事していたことを証明する資料を添付して下さい。

- ※5 表の各項目の根拠となる書類を申請書の巻末に一括添付し、添付書類の該当箇所に「赤マーク」をして下さい。(会社名、工事名称、工事工期、工事概要(主要用途、構造形式、建物高さ、延床面積、適用工法)等が分かる書類。)なお、設計実績と施工実績の添付書類は兼用することができます。(添付書類の構成については「作成の手引き」を参照ください。)
- ※6 現在従事している工事が無い場合には、工事件名欄に、現在の所属及び役職を記入して下さい。(当該欄については添付書類なしで構いません。)
- ※7 複数の候補技術者を記載することもできますが、その場合は本様式複数を作成ください。
- ※8 J Vで申請の場合、構成者毎に作成ください。

積算予定技術者の資格・業務経験

氏 名	〇〇 〇〇	
資 格	☐ 建築積算士 ☐ 建築コスト管理士 ※ 該当する方をチェック	
積算業務経験の概要 ※1	対 象 工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	業 務 工 期	平成00年00月00日～平成00年00月00日
	使用した積算基準	☐ 公共住宅建築工事積算基準 ☐ 公共建築工事積算基準

※1 平成22年4月1日から公告日の前日までの期間に完了した「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の実績がある場合は記載してください。

(別記様式)

別添 4

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 ○○ ○○ 殿

所 在 地

名 称

代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名) _____ 印 ※1

機密保持に関する確認書

当社は、「仮称）飯田町（吾妻町）団地珠洲市復興公営住宅建設工事」への参加検討のため、貴機構より開示される詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」といいます。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本確認書に定める機密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。

イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合

ロ 本件参加検討のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件参加検討に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の機密保持義務を課した上で機密情報を開示する場合

4. 次に記載する情報については本確認書に定める機密情報に該当しないものとします。

イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報

ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ 貴機構に対して機密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

5. 当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) _____ fax) _____

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）もしくは届出書類の写しを添付すること。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、次の工事及び設計を共同連帯して営むことを目的とする。

一 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部が発注する「(仮称) 飯田町 (吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事」

(名称)

第2条 当コンソーシアムは、〇〇・▲▲・△△コンソーシアム(以下「当コンソーシアム」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当コンソーシアムは、令和〇年〇月〇日に成立し、本工事の完了後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本工事を請け負うことができなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、本工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び氏名)

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限及び実施すべき業務)

第7条 当コンソーシアムの代表者は、本工事に係る公募型プロポーザルに関する手続、及び施行に関し、当コンソーシアムを代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限を有するものとする。

(構成員の業務分担)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

実施設計業務	〇〇〇〇株式会社
建設工事	〇〇〇〇株式会社

(運営委員会)

第 9 条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の施行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当コンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、各業務契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 11 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当コンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 12 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第 13 条 構成員は、当コンソーシアムが工事を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 14 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員が当該業務を遂行することができない場合、当コンソーシアムは当該業務を遂行可能な新たな構成員を追加することができる。

2 前項により新たな構成員を追加する場合においては、代表企業は事前に書面により新たな構成員の資格、実績及び分担業務の内容等について発注者に申請し、発注者の承諾を得なければならない。

3 本条第 1 項及び第 2 項の場合においては、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第 15 条 当コンソーシアムが解散した後においても、業務につき契約不適合があったときは、構成員がその分担業務に関し、当該契約不適合の責めに任ずるものとする。

2 契約不適合の要因となる分担業務が複数にわたる、又は分担業務が特定できないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

3 前 2 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当コンソーシアムの責任を免れるものではない。

（協定書に定めのない事項）

第 16 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社ほか〇社[構成員数を記載]は、上記のとおり〇〇・▲▲・△△コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通[代表構成員を含む構成員数を記載]を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

コンソーシアム協定書の作成の手引き

「コンソーシアム協定書」はこの手引きをよくご覧になって作成してください。
 なお、ご不明な点がございましたら企画第5課までお問い合わせください。

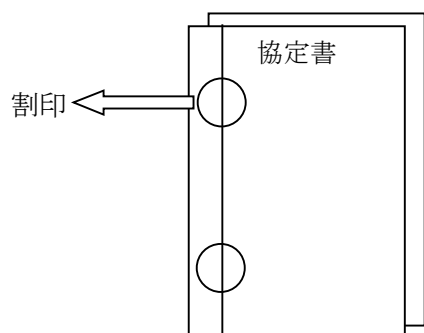
1 コンソーシアム協定書

.....別紙 3

- (1) 第3条事務所の所在地
番地まで記載してください。
- (2) 第5条構成員の住所及び氏名
構成員全員（代表者を含む）の住所、名称（受任した支店等の場合はその支店等）
を記載してください。
- (3) 第6条代表者の名称
コンソーシアムの代表者を記載してください。受任した支店等まで記載する必要はありません。
- (4) 第8条構成員の業務分担
各構成員の名称を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。

2 綴り方等

作成した書類は図のように綴り、左側を袋とじしてください。
 提出部数は1部とします。提出された書類は返却しません。
 なお、これらの書類には収入印紙を添付する必要はありません。
 また、申請書は A4版 で作成してください。



- ① 出来上がりは A4 版としてください。
- ② 袋とじの境目に構成員全員の割印をしてください。（裏側も同様）
- ③ 各ページ間の割印の必要はありません。

【注意】

上記の袋とじ書類は「コンソーシアム協定書」に関するものであり、
 上記書類以外の資料は袋とじする書類に含めないでください。

1 総則

技術提案書の用紙サイズは、求める技術提案毎に定めるものとし、片面使いとする。用紙枚数は表紙を除き、2 (1)に記載する枚数とすること。また、表紙（別紙様式 1）及び特許工法提案書（別紙様式 2）を除き、技術提案書、説明図及び説明書類には会社名等を記載しないこと。

2 求める技術提案

(1) 次に掲げる課題等の技術提案について、指定の用紙枚数の範囲内で記述すること（様式任意）。

なお、当該課題名称を必ず記入すること。文字の大きさは 10 ポイント以上（イラスト等に含まれる文字はこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。

番号	求める技術提案	用紙 サイズ	用紙枚数
A-①	計画の概要	A 4	1 枚
A-②	基本図面	A 3	任意とする
B-①	建築計画、構造計画、設備計画	A 3	1 枚
I-①	業務理解度	A 3	1 枚
I-②	実施体制等		※ I-①と I-②を併せて A 3 版 1 枚に記載
II-①	事業スケジュール遵守方策の提案 【事業スケジュール（基本・実施設計・法申請等のスケジュール及び工事工程）を提案し、全体を通じた事業スケジュールの合理化案（生産性の向上）の提案、遅延時のリカバリー方法の提案】	A 3	1～2 枚以内 （別紙様式 3 を除く） 別紙様式 3（工事費提案書） ※別紙様式 3 の記載内容も 評価する
II-②	事業費について、設計及び施工の各段階において品質を確保しながら抑制する方策の提案 【本事業に係る設計費・工事費を提案し、今後の設計・工事期間中においても労務・資材単価が上昇する可能性がある中で、工事費全体の縮減や上昇を抑制する方策の提案】	A 3	1～2 枚以内 （別紙様式 4 を除く） 別紙様式 4（工程計画） ※別紙様式 4 の記載内容も 評価する
III	地域経済の活性化や、地元貢献、入居予定者及び地元住民への配慮等に関する参加者独自の提案	A 3	1 枚
計		A 3	8 枚以内 ※A-②（基本図面）及び別紙様式 3・4 を除く

※Ⅱ～Ⅲについては、指定の用紙枚数に加えて、必要に応じて説明図、説明書類を参考添付することができる。説明図、説明資料は任意様式A 3判片面で合計3枚以内とし、参考添付資料である旨を明記すること。

(2) 各技術提案について、以下の点に留意して提案を行うこと。

- ・「(仮称) 飯田町（吾妻町）団地珠洲市復興公営住宅建設工事 工事要求水準書」や関係法令を満たす提案とすること。
- ・提出者が持つ知的財産や独自の技術等を活用する場合は、具体的に当該技術等の名称等を用いて提案することができる。
- ・文書を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図並びにスケッチを記載又は貼付することができる。
- ・各技術提案は、提案した総工事費内で工事実施を実現することとする（総工事費外のオプションは提案しないこと）。
- ・提案内容は具体的なものとし、抽象的な提案は評価しない。
- ・「工事要求水準書」（別紙2）の「参考資料_災害公営住宅整備に係る基本計画業務報告書【図面編】（飯田町）」を活用した提案も認める。ただし、あくまでも参考図であり、参加者の提案内容を限定するものではないことに留意すること。

(3) 技術提案別の留意事項については以下のとおり。

□「A-① 計画の概要」について

以下について、記述すること。

○構造、階数、戸数、延べ面積、建物高さ、建ぺい率、容積率

○タイプ別の住戸専有面積（住戸の居住者の専用に供する部分のうち、当該住戸を区画する壁及び外部廻り建具の内部の面積）

○計画の概要と特徴 ※1 等

○審査項目充足状況表※2

※1 提案内容や工夫について簡潔にまとめたもの。なお、2階以上に「木造」を採用する場合は、住宅性能評価「2. 火災時の安全に関すること」における耐火等級、「8. 音環境に関すること」における各等級を取得する具体的な方策が示すこと。

※2 「技術提案書の審査基準」（別紙6）の必須項目（I. 建物計画）の各審査基準を充足している旨記載すること。

□「A-② 基本図面」について

以下について、記述すること。

図面等	縮尺	用紙サイズ・枚数
仕上表（外装、内装とも）	－	A 3・任意
面積表 ※1	－	A 3・任意
配置図 ※2	1/300	A 3・任意
一般図（各階平面図、立面図、断面図）	1/300	A 3・任意

住戸平面図 ※3	1/100	A 3・任意
その他、技術提案の特徴を示す任意の図面	縮尺任意	A 3・2枚以内

※1 各諸室の面積が確認でき、かつ、要求水準書で求める面積との比較が可能なものとする
こと。

※2 外構計画（植栽・ランドスケープ計画・駐輪場・ごみ置場・駐車場・車両出入口）及び
その仕様がわかる配置図とすること。

※3 要求水準書に示す住戸の各タイプ（1LDK：6戸，2LDK：10戸，3LDK：3戸，4LDK）と
する。

□「B-① 建築計画」について

以下について、「工事要求水準書」（別紙2）の「別添2_災害公営住宅整備に係る基本計画業務
報告書（飯田町）」及び「別添3_珠州市災害公営住宅設計標準（飯田町）」を踏まえたうえで、具
体的に記述すること。

○配置計画、デザイン計画、動線計画、セキュリティ計画、避難計画等を含む建築計画 ※1

○構造計画（上部構造の構造計画、地盤状況を考慮した基礎構造など）

○居住者の利便性・快適性向上、環境負荷低減、維持管理及び設備更新を考慮した設備計画

○建物（屋内外）の景観照明計画

※1 提案内容が具体的に理解できる図面を取り入れること

□「I-①②」について

・「技術提案書の審査基準」（別紙6）の評価項目に記載の「記入方法及び提案の要点」に留意
して資料を作成すること。

・「I-②」については、技術協力段階、工事施工段階のそれぞれについて、実施にあたっての
チーム編成、特徴及び各担当者の能力・実績・資格等を記載すること。

□「II-①」について

・「技術提案書の審査基準」（別紙6）の評価項目に記載の「記入方法及び提案の要点」に留意
して資料を作成すること。

・工期について提案するにあたり、以下について記述すること。

○全体の工程計画（別紙様式4）

・設計（基本・実施設計・法申請等）、工事等の工程 ※1

・設計（基本・実施設計・法申請等）、工事等の完成期限（期間、完了日について記載）

○工事期間通じて、提案した工期を確実に遵守するための工程管理計画（設計、工事）及び
管理体制等 ※2

※1 工程は、準備工事段階からの工程とし、試運転、受電、各種検査期間・性能検証期
間等についても表現し、クリティカルパスを太線・赤線で表示すること。なお、建物完
成後の機構及び市の検査期間として2週間程度見込むこと（検査指摘事項の手直しは完
成期限までに対応するものとする）。

※2 設計段階、工事段階の業務スケジュールの概略を提示し、各段階で行う具体的な業
務内容、想定される課題と解決策、予期しない事態（工期の長期化等）への対応方針、
全体を通じた事業スケジュールの合理化案（生産性の向上）、遅延時のリカバリー方法

等を記述し、全体の工程計画（別紙様式4）において表現すること。

- ・設計の工程は、機構との打合せ、機構から珠洲市への確認（間取り検討、住棟配置検討の報告など）、実施図面完成時の確認に必要な期間も見込んだうえで作成すること。
- ・提案内容については、その具体性、実現性、安全性、近隣への配慮にも十分考慮するとともに、特筆すべき事項は記述すること。
- ・各項目の提案内容がそれぞれ整合のとれた内容にすること。

□「Ⅱ-②」について

- ・「技術提案書の審査基準」（別紙6）の評価項目に記載の「記入方法及び提案の要点」に留意して資料を作成すること。
- ・工事費について提案するにあたり、以下について記述すること。

○工事費提案書（別紙様式3）

- ・事業者としての工事費、設計・調査費、並びにその内訳（工事種目・科目ごとの工事費）。
- ・設計費には、設計範囲に係る基本・実施設計費、各申請に必要な評定等手数料に要する費用（申請手数料は除く。詳細は現場説明書 別添3 申請手数料等支払条件書による。）を含む。

- ・価格は、「設計・施工に関する基本協定書」（別紙7）の締結時点（R7.12予定）とする。

○事業費について、設計及び施工の各段階において品質を確保しながら抑制する方策、今後の設計・工事期間中においても労務・資材単価が上昇する可能性がある中で、工事費全体の縮減や上昇を抑制する方策の提案等。

○工事期間を通じて、提案した総工事費内での工事実施を実現するためのコスト管理計画・取組体制・手法等（予期しない工事費変動への対応を含む）

○説明書に記載の参考額には能登半島の遠隔地であることに起因する労働者確保に係る費用（宿泊費、交通費など）は含んでおらず、その費用は別途とするが、労働者確保に係る費用が見込まれる場合、別紙5において金額と根拠を提示すること。

- ・提案内容については、その具体性、実現性、安全性、近隣への配慮にも十分考慮するとともに、特筆すべき事項は記述すること。
- ・各項目の提案内容がそれぞれ整合のとれた内容にすること。

□「Ⅲ」について

- ・「技術提案書の審査基準」（別紙6）の評価項目に記載の「記入方法及び提案の要点」に留意して資料を作成すること。
- ・提案内容については、その具体性、実現性、安全性、近隣への配慮にも十分考慮するとともに、特筆すべき事項は記述すること。
- ・各項目の提案内容がそれぞれ整合のとれた内容にすること。

技術提案申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

住 所
商号又は名称
代表者指名

技術提案書の提出について

令和 7 年 9 月 16 日付で公告のありました「(仮称) 飯田町 (吾妻町) 団地珠洲市復興公営住宅建設工事」に係る技術提案書を、下記のとおり提出します。

記

1 提出書類

- ① 施設計画の概要
- ② 基本図面
- ③ 建築計画
- ④ 構造計画
- ⑤ 設備計画
- ⑥ 技術提案Ⅰ
- ⑦ 技術提案Ⅱ
- ⑧ 技術提案Ⅲ

2 主たる構造に関する特許工法使用の有無 有・無

3 連絡先

担当者名・役職

氏名

住所

電話番号

F A X

特許工法提案書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

住 所
商号又は名称
代表者指名

特許工法提案書の提出について

主たる構造に関して、当社の持つ特許工法を使用したく、下記のとおり提出します。

記

1.特許工法名	〇〇〇〇に関する〇〇〇〇工法
2.特許番号 (特許証の写しを添付)	特許第〇〇〇〇〇〇〇号
3.特許権者名	〇〇〇〇株式会社
4.登録日	令和〇年〇月〇日
5.特許工法の適用範囲 (必要に応じて概略図 等の添付も可)	
6.対象工事費 (別紙様式 3 に 詳細内訳を記載)	〇〇億円 (消費税及び地方消費税を除く)
7.同特許工法実績件名 (契約書、工事費内訳の写 しを添付)	〇〇〇〇建設工事

※7 の特許工法実績は過去 10 年以内の実績 1 件でよい。

工事費提案書

工事費				
項目		施設概要 (構造・規模・仕様等)	事業者としての工事費及びその抑制のための取組に関する提案	提案工事費※1 (単位:千円 税抜)
Ⅰ. 工事費	直接工事費	1. 建築工事		
		種目	1. 1 直接仮設工事	
		1. 2 撤去工事		
		1. 3 土工事		
		1. 4 地業工事		
		1. 5 鉄筋工事		
		1. 6 コンクリート工事		
		1. 7 型枠工事		
		1. 8 鉄骨工事		
		1. 9 既製コンクリート工事		
		1. 10 防水工事		
		1. 11 石工事		
		1. 12 タイル工事		
		1. 13 木工事		
		1. 14 屋根及びとい工事		
		1. 15 金属工事		
		1. 16 左官工事		
		1. 17 木製建具工事		
		1. 18 金属製建具工事		
		1. 19 ガラス工事		
		1. 20 塗装工事		
		1. 21 内外装工事		
	1. 22 ユニット及びその他工事 ※a			
	2. 設備工事			
	種目	2. 1 電気設備		
	2. 2 機械設備			
	2. 3 昇降機設備			
	2. 4 ガス設備			
	3. 土木造園工事			
	種目	3. 1 土木		
	3. 2 造園			
	直接工事費 計			
	共通仮設費			
	現場管理費			
	一般管理費等			
	共通費 計			
	建設工事費 計			
	(m2単価(建設工事費／延べ面積))			
	工事費合計 (Ⅰ-①) (税抜)			
	工事費合計 (Ⅰ-①) (税込)			

工事費 (労働者確保に係る費用) (Ⅰ-②) (税抜)			
工事費 (労働者確保に係る費用) (Ⅰ-②) (税込)			

設計費			
Ⅱ. 設計業務費(基本設計、実施設計) ※b			
設計費合計 (Ⅱ) (税抜)			
設計費合計 (Ⅱ) (税込)			

工事費＋設計費			
工事費＋設計費合計 (Ⅰ-①＋Ⅱ) (税抜)			
工事費＋設計費合計 (Ⅰ-①＋Ⅱ) (税込)			

注意事項
※1:提案工事費(Ⅰ-①＋Ⅱ)について、建設費、設計費の各合計額は契約の上限額とする。
※2:工事費合計 (Ⅰ-①)には参考額には能登半島の遠隔地であることに起因する労働者確保に係る費用(宿泊費、交通費など)は含めず、本費用は工事費(労働者確保に係る費用)(Ⅰ-②)に記載すること。
※a:その他には、上記の各項目に見込むことが困難な項目を計上すること。
※b:調査がある場合は調査費と設計費を分けて計上すること。
※その他必要に応じて、欄を追加すること。(複数ページに渡ってもよい)

別紙様式4

■工程計画

年度		令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度												
業務		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
設計	基本設計																																																	
	実施設計																																																	
工事	建築工事等 (準備工事、山留工事、土工事、地下躯体工事、地上躯体工事、外装工事、内装工事、試運転調整、検査等について記載)																																																	
	電気設備工事																																																	
	機械設備工事																																																	
その他																																																		

※必要に応じて項目を追加すること。

※バーチャート工程表で作成すること。

※各業務(設計、建設(工事施工))の期間・完了日を記載すること。建設の完了日は、完成期限、引き渡し日とする。

技術提案書の審査基準

技術提案の審査は、応募者から提出された技術提案書を総合的に用いて行う。

- ・ 必須項目：工事要求水準書の基礎事項（建物計画）を満たしているか確認する。
- ・ 評価項目：当機構が特に重視する項目について評価する。

※採用した評価項目の技術提案については、契約書に添付し、受注者は技術提案に基づいた業務の履行を行うものとする。

■必須項目

下記の審査基準を充足している場合、適格とする。
必須項目を1項目でも充足していない場合は失格とする。

必須評価項目	審査基準
I. 建物計画	・ 建物計画が関係法令・都市計画へ適合していると共に、住宅性能についても工事要求水準書を満たすこと。
	・ 配置計画が、本工事の対象工区内に収まっていること。
	・ 要求水準書に指定する型式ごとの戸数の住戸が確保されている。
	・ 機構が指定する共用の諸室・設備等が整備されていること。

※ 建物計画について判断に迷う場合は、ヒアリングにより審査基準を満たせる可能性が高いと考えられる場合は、充足しているとみなすことがある。

■評価項目

評価項目	具体的評価項目	記入方法及び提案の要点	配点
I 業務理解度及び実施体制	(1)業務理解度 本事業を確実に遂行するために必要となる工夫・提案の内容が、本事業の計画の特性（要求水準書に記載する発注者の要求、技術提案・交渉方式、能登半島北部での計画及び施工性、等）を理解した上のものである。	・左記に関して、本事業の特性、評価項目Ⅱ以降の技術提案を検討する上での留意事項、創意工夫点等について所見を示すこと。	5点
	(2)実施体制等 本事業（設計及び工事）を確実に遂行するための取り組み体制、品質管理の考え方、設計・施工計画が妥当である。	・左記に関して、以下項目について具体的に示すこと。 ①設計における発注者とのスムーズな連携を図るための取り組み体制について。 ②工事を確実に施工するための施工体制について。 ③品質管理・施工計画の向上を図る取り組みや考え方について。 ④その他、評価項目に関することがあれば自由に提案すること。	5点
II 事業スケジュールの遵守策と事業費抑制に関する提案	(1)事業スケジュール遵守方策の提案 【事業スケジュール（基本・実施設計・法申請等のスケジュール及び工事工程）を提案し、全体を通じた事業スケジュールの合理化案（生産性の向上）の提案、遅延時のリカバリー方法の提案】	左記に関して、以下の事項を含めた具体的な方策及び技術的提案を示すこと。なお、提案に当っては、提示した目標とする事業スケジュールを意識した提案とすること。 ①別紙5に事業スケジュール（基本・実施設計・法申請等のスケジュール及び工事工程）を提案し、特徴・アピール等があれば記載すること。 ②スケジュール遵守の方策について設計・工事等の各時点・全体を通じた合理化（生産向上）の方法について。 ③スケジュール遵守のために採用する特許技術・民間技術について具体的な方策について。 ④提案する工期が遅延した場合のリカバリー方法について。 ⑤その他、評価項目に関することがあれば自由に提案すること。	20点
	(2)事業費について、設計及び施工の各段階において品質を確保しながら抑制する方策の提案 【本事業に係る設計費・工事費を提案し、今後の設計・工事期間中においても労務・資材単価が上昇する可能性がある中で、工事費全体の縮減や上昇を抑制する方策の提案】	左記に関して、以下の事項を含めた具体的な方策及び技術的提案を示すこと。なお、提案に当っては、提示した参考額を意識した提案とすること。 ①別紙5に設計費（申請費等含む）、各工事費の提案額を記載し、特徴・アピール等があれば記載すること。 ②設計段階でのコスト管理手法に関する取り組み・工夫について。 ③工事段階でのコスト管理手法に関する取り組み・工夫について。 ④物価上昇が予想される中で提案する工事費を維持するためのリスク対策等について。 ⑤その他、評価項目に関することがあれば自由に提案すること。	20点
III その他優れた取り組みに関する提案	地域経済の活性化や、地元貢献、入居予定者及び地元住民への配慮等に関する参加者独自の提案	左記に関して、以下の事項を含めた具体的な方策及び提案を示すこと。 ①地元企業等との協働について ②県産材の活用について ③事業の進捗について地元へ情報発信について ④その他の左記を踏まえた提案について	10点
合計			60点

- ・原則として、各評価項目の配点に4段階の評価に応じた係数（0.0～1.0）を乗じたものを点数とする。（配点×係数＝点数）
- ・各評価委員の点数の合計点が高い者から順位を付け、最も優れた技術提案書を選定する。

特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

「共同請負参加資格審査申請書」「特定建設工事共同企業体協定書」はこの手引きをよくご覧になって作成して下さい。

なお、ご不明な点がございましたら経理課まで、お問い合わせ下さい。

1. 共同請負参加資格審査申請書[様式 1]

- (1) 日付
共同企業体結成の日とします。なお、協定書、委任状の日付もこの日付で作成して下さい。
- (2) 建設工事共同企業体名
構成員の社名を記載して下さい。なお、社名は省略が可能です。
(例) ㈱〇〇工業・△△建設㈱が構成員の場合
「〇〇・△△建設工事共同企業体」となります。
- (3) 代表者住所、名称、氏名
共同企業体の代表者の社名等を記載して下さい。
- (4) 工事名は応募する工事件名を記載して下さい。
(例) この度、連帯責任によって〇〇団地第△次◇◇建設工事（追加工事を含む）の共同施工を行うため、.....

2. 特定建設工事共同企業体協定書[様式 2]

- (1) 第 1 条第一号工事名
応募する工事件名を記載して下さい。
※ 上記 1. (4) と同じ
- (2) 第 3 条事務所の所在地
番地まで記載して下さい。
- (3) 第 5 条構成員の住所及び名称
構成員全員（代表者を含む）の住所、名称（受任した支店等の場合はその支店等）を記載して下さい。
- (4) 第 6 条代表者の名称
企業体の代表者を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。
- (5) 第 8 条構成員名称、出資の割合
構成員の名称を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。
各構成員の出資比率は 2 者で構成される場合にあっては 30%以上、3 者で構成される場合にあっては 20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大となるようにしてください。
- (6) 第 11 条取引金融機関
企業体としての取引銀行名、本支店名を記載して下さい。

3. 委任状

.....[様式 3]

応募する工事件名を記載して下さい。

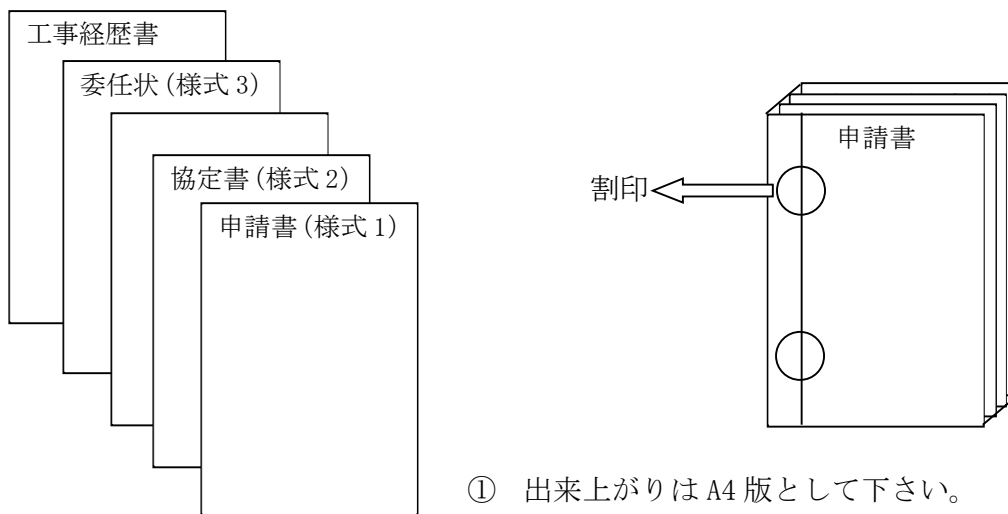
4. 工事経歴書

掲示文兼説明書の「4 競争参加資格(6)」による施工実績を記載して下さい。(任意様式)

5. 綴り方等

作成した書類は図のように綴り、左側を袋とじして下さい。なお、これらの書類には収入印紙を添付する必要はありません。

また、申請書は **A4 版** で作成して下さい。



- ① 出来上がりは A4 版として下さい。
- ② 袋とじの境目に構成員全員の割印をして下さい。(裏側も同様)
- ③ 各ページ間の割印の必要はありません。

【注意】

上記の袋とじ書類は「共同請負参加資格審査申請書」に関するものであり、上記書類以外の資料は袋とじする書類に含めないで下さい。

(様式 1)

共同請負参加資格審査申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

(共同企業体の名称) ○○・△△建設工事共同企業体
代表者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

この度、連帯責任によって〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事（追加工事を含む。）の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以上

(様式2)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部発注に係る〇〇〇〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇％
△△建設株式会社 〇〇％

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同

連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを順用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか1社は、上記のとおり〇〇・△△建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

(様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

(共同企業体の名称) ○○・△△建設工事共同企業体

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との○○○○○○○
○○工事（追加工事を含む。）契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所

共同企業体代表 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

記

(委任事項)

- 1 見積及び公募型プロポーザル方式に係る手続きについて
- 2 契約について
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

住 所
商 号
代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、〇〇〇〇工事の公募型プロポーザル方式に係る手続きに関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

☐従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

☐従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐役員のための法人であるため。

☐使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

☐その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。